

○厚生労働省令第四百四十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）  
第九条第一項、第十八条第一項及び第二項、第二十三条の二の十五第一項及び第二項並びに第三十六条の二  
第一項の規定に基づき、放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部を改正する省令

放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和三十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項第九号中「のうち、非開放型の構造のもの」を削る。

附 則

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。